

改正のお知らせ



■国民健康保険制度

問い合わせ／国保年金課保険担当（内線2652・2653）

●国民健康保険税が9年ぶりに改定されます

【本市の現状】

国保税の上限額（賦課限度額）の変更を除くと、平成21年度以来、9年間国保税率を据え置いてきました。また、平成25年度に固定資産税額を基礎とする資産割と1世帯あたりで課税する平等割を廃止した際には、実質的な減税を実施しており、県内40市の平均を下回る水準（図1）を維持してきました。

一方、特定健康診査の受診率向上や人間ドック・脳ドックの補助、ジェネリック医薬品のPRなどを通じて医療費の適正化に取り組んできましたが、1人あたりの総医療費は県内40市の平均を上回っており（図2）、国保加入者の皆さんからいただく国保税と、国や県からの交付金等だけでは医療費がまかないきれず、一般会計からの補てんや基金の取崩しを行うことで、国保税による負担分を抑えてきました。

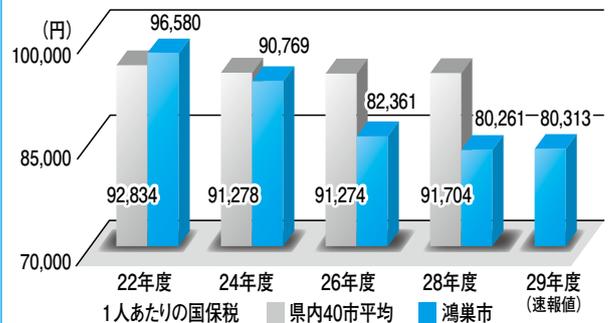
平成29年度も同様の傾向となる見込みであり、厳しい財政状況が続いています。

【財政運営が都道府県単位になる国保広域化】

平成30年度より始まった広域化により、市町村には県に納めるべき事業費納付金や標準保険税率（※）が提示され、段階的な赤字解消が求められます。

市民の皆さんには、国保財政の厳しい状況をご理解いただき、ご協力をお願いします。

【図1】国保税の推移



【図2】医療費の推移

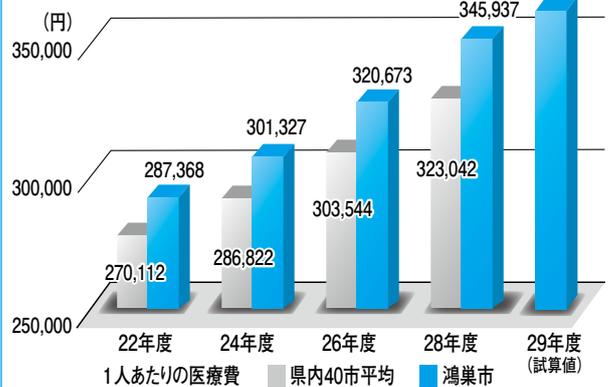


図1・2ともに、平成29年度の県内40市平均は集計中です

国民健康保険税の税率等の改定

【医療保険分】

	改定前	改定後	比較
①所得割	7.00%	7.00%	据置き
②均等割	14,000円	16,000円	+2,000円
賦課限度額	520,000円	540,000円	+20,000円

【後期高齢者支援金等分】

	改定前	改定後	比較
①所得割	2.00%	2.30%	+0.30%
②均等割	10,800円	13,000円	+2,200円
賦課限度額	170,000円	190,000円	+20,000円

【介護保険分】

	改定前	改定後	比較
①所得割	1.92%	1.70%	-0.22%
②均等割	15,000円	14,000円	-1,000円
賦課限度額	160,000円	160,000円	据置き

課税対象／

■所得割＝算定基礎額（前年中の総所得金額等から33万円を控除した額）

■均等割＝加入者1人あたり

■賦課限度額＝所得割と均等割の世帯合計限度額

注意事項／

●【医療保険分】と【後期高齢者支援金等分】は、それぞれの表の①と②の合計ですべての国保加入者に課税されます

●【介護保険分】は、表の①と②の合計で40歳から65歳未満の国保加入者に課税されます

●記載している金額は、すべて1年間の国保税額（年税額）です。年度途中での加入や脱退の場合は月割で調整されます

平成30年度の各世帯の国保税の額は、7月中旬に郵送する納税通知書でお知らせします

※事業費納付金＝国保被保険者の所得や人数等に応じて算定され、各市町村から県へ納める負担金
標準保険税率＝事業費納付金を納めるために必要な国保税率。毎年度県が提示



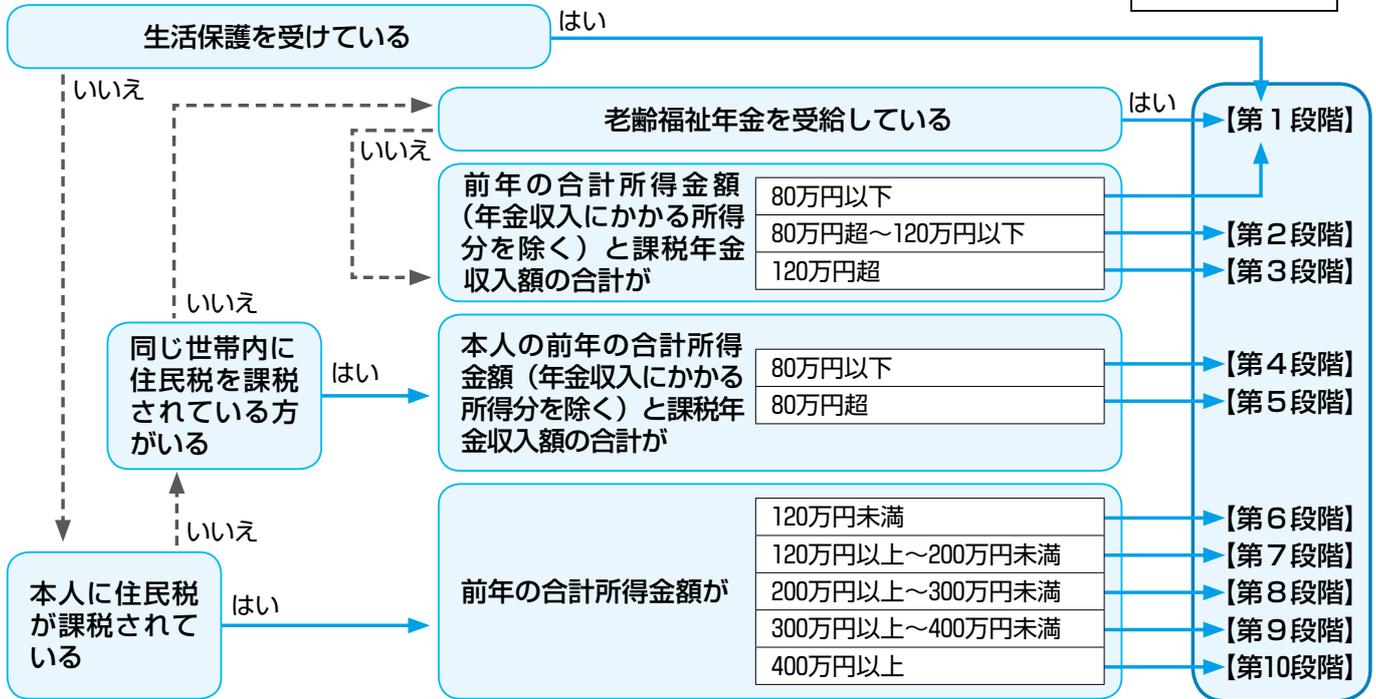


■介護保険制度

問い合わせ／長寿いきがい課介護推進担当（内線2673・2675）

●第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料「基準額」の変更

—— はい
- - - - いいえ



今回の改正では介護保険料の「基準額」が、これまでの4,696円から4,800円に変更となります（実態に即した運用を行うため、3年ごとに介護保険料や制度の改正を行っています）。

介護保険料は、上記のフローチャートにより、本人・世帯の課税状況や所得に応じて段階が決まり、それぞれの算出方法で決定します。

平成30年度の介護保険料は7月に通知します。転入・転出等による第1号被保険者資格の異動や、所得申告などによる課税状況・所得金額等の変更があった際は、年度の途中でも保険料額が変更となる場合があります。

【各段階ごとの保険料及び算出方法】

段階	介護保険料
第1段階	25,900円(基準額×0.45×12)
第2段階	37,400円(基準額×0.65×12)
第3段階	43,200円(基準額×0.75×12)
第4段階	51,800円(基準額×0.90×12)
第5段階	57,600円(基準額×1.00×12)
第6段階	69,100円(基準額×1.20×12)
第7段階	74,800円(基準額×1.30×12)
第8段階	86,400円(基準額×1.50×12)
第9段階	97,900円(基準額×1.70×12)
第10段階	103,600円(基準額×1.80×12)

●一定以上所得者の利用者負担の見直し

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の方は、介護保険のサービスを利用したときの負担割合が3割となります。

※有効期限が8月1日以降の負担割合証については、要介護認定を受けている方及び事業対象者の方全員に、利用者負担割合を記載した「負担割合証」を7月下旬までに送付します。

●福祉用具の全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定等

10月から福祉用具貸与について、商品ごとに全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定が行われます。このことに伴い、福祉用具貸与業者は利用者に対して、福祉用具の全国平均貸与価格と利用する福祉用具の貸与価格の両方を提示することが義務付けられます。

※平成30年4月から機能や価格帯が異なる複数の福祉用具の提示が義務付けられています。

